

ソフトバンク Wi-Fi スポット (回線付) サービスに関する規約

ソフトバンクモバイル株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 本規約は、ソフトバンクモバイル株式会社 (以下「当社」という) が提供する「ソフトバンク Wi-Fi スポット (回線付) サービス (以下「本件サービス」という) をお申し込み頂いた方 (企業・店舗に限る。以下「設置オーナー」という) に遵守して頂く事項について定めます。
- 当社は所定の方法により設置オーナーに通知する事をもって本規約を変更することがあります。その場合には、設置オーナーに遵守していただく事項等については変更後の規約によるものとします。

第2章 サービス

第2条 (サービスの定義)

本件サービスは、当社が提供するソフトバンク Wi-Fi スポット (Wi-Fi を利用してインターネットに接続できる「アクセスポイント」を提供するエリアサービス。以下「当社 Wi-Fi サービス」という) のアクセスポイントを、設置オーナーがする希望する場所へ提供するサービスです。

第3条 (料金等)

当社は次の各号に定める本件サービスに必要なサービス及び機器 (以下総称して「本件機器」という) を利用料無償で貸与します。ただし、各種費用・違約金については以下の各条項に定めたとおりとします。

- 専用 Wi-Fi ルーター
- 専用 ADSL サービス及び機器
- その他これらに付属する機器等

第3章 申込

第4条 (契約の申込)

設置オーナーは、本規約に同意の上、当社指定の方法にて申込を行うものとし、当社の了解をもって本件サービス契約の成立とします。尚、当社は、当社が必要と判断した場合には、届出事項の各種確認書類の提示を求められることができるものとします。

第5条 (契約の条件)

本契約の申込を行うためには、次の各号に定める条件を全て満たしているものとします。

- 本規約の内容全てに同意していること
- 申込時に届出た内容に不備がないこと
- 希望する設置場所が、企業・店舗等、一般的に公衆環境と称される性質を持ち合わせた場所で当社が承認するものであること (本件機器の設置について設置場所の所有者・管理者等の承諾を別途要する場合は、それが事前に得られていること)
- 別途定める「ソフトバンクモバイル事業利用回線の ADSL 重畳に係る規約」に同意、又は既設アナログ回線契約者から同意を得て、設置オーナーが希望する設置場所に当社が定める専用 ADSL サービスの継続的な敷設が可能なこと
- 当社が定めるアナログ回線が設置希望場所に敷設されているか、又はされていない場合は設置オーナーの負担と責任において敷設すること
- 前号に定めるアナログ回線に当社名義で ADSL サービスの重畳を行うこと (既設アナログ回線契約者が設置オーナーと異なる場合、既設アナログ回線契約者から同意を得ていること)

第4章 設置オーナーの責務等

第6条 (同意事項)

設置オーナーは、次の各号に定める事項に同意するものとします。

- 当社 Wi-Fi サービスの周知案内等に協力すること
- 当社が、当社指定の WEB サイトおよびその他告知物へ、設置場所の情報 (屋号・住所・電話番号等) を掲載すること
- 本件機器の保守作業等が必要などきの当社作業員の立ち入り、作業スペースを無償提供すること (設置場所の所有者・管理者等が別途存在する場合は、これらについて事前の同意を得ていること)
- 第5条第1項第6号に定める ADSL サービスの重畳を行う上で、設置オーナーに関する必要な情報を、ソフトバンク BB 株式会社及びアナログ回線事業者に提供すること。 (既設アナログ回線契約者が設置オーナーと異なる場合、既設アナログ回線契約者から同意を得ること。)
- 本件機器の稼働に要する電気料金の費用を負担すること

第7条 (機器の設置)

- 当社は、設置オーナーが定め申込時に指定した設置場所へ、本件機器を送付します。設置オーナーは、自ら本件機器を設置し、当社の指示に従って善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 当社は、本件機器の設置状況について、本件機器の通信状況による確認及び設置オーナーへの照会を求めることができ、設置オーナーは直ちにこれに応じるものとします。
- 前項の照会の結果、当社は必要に応じて設置オーナーへ本件機器の維持管理について指示を与えた場合は、設置オーナーは直ちにこれに従うものとします。
- 設置オーナーが当社の照会及び指示に応じない場合及び従わない場合は、当社は第12条にもつづき本件サービスを終了させ、本件機器の返却を要求できるものとします。

第8条 (禁止事項)

設置オーナーは次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- 本件機器に、当社の指定以外の機器類を接続すること
- 本件機器を破棄、破損、破壊、分解、修理、汚損、貸与、譲渡等を行うこと

第9条 (故障時の対応)

- 本件機器の不具合が発生した場合、設置オーナーは、速やかに当社の指定する窓口へ通知し、当社の指示に従うものとします。
- 設置オーナーは、故障対応等の復旧作業において必要な協力を適宜行うものとします。
- 本件機器の不具合が設置オーナーの故意又は過失によるものであった場合、当社は、調査・交換・修理等、必要な対応を行ったすべての実費用を、第13条で定める違約金を上限に設置オーナーに請求できるものとします。

第5章 契約の終了/解除

第10条 (終了)

設置オーナー又は当社は、相手方に対し、書面又は口頭にて通知することにより本件サービスを終了させることができるものとし、終了申入日の翌月末日を契約終了日とします。

第11条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本件申込日より1年間とします。有効期間満了日の60日前までに設置オーナー又は当社のいずれか一方より相手方に対して書面により期限を更新しない旨の特段の意思表示がない場合、期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第12条 (解除)

当社は、設置オーナーが次の各号の一に該当する場合には、設置オーナーへの通知催告等何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができるものとします。

- 本規約の条項の一に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を要請されたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しなかったとき
- 差押、仮差押、もしくは仮処分命令を受け、又は競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき
- 合併によらない解散決議を行ったとき
- 支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- 自己振出もしくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
- 当社の名誉、信用を失墜させ、もしくは当社に重大な損害を与えたとき又はその真があるとき
- 資産、信用、支払能力等に変更が生じたことにより、当社に重大な損害を与える真があるとき

第13条 (原状回復)

- 設置オーナーは、事由の如何を問わず、本契約が終了又は解除された場合、責任を持って本件機器を当社に返却することとします。尚、当社は別途指定する事項に設置オーナーは従うことを条件に、本件機器の全部、又は一部の返却を免除する事ができるものとします。
- 前項に定める本件機器の返却が、本契約の終了又は解除後にご案内する期日までに確認できない場合、設置オーナーは違約金として以下の費用を当社に支払うものとします。また、違約金の支払い後に本件機器の返却が行われた場合であっても、当社は違約金の返還をしないものとします。

- 専用 Wi-Fi ルーター ￥10,000 (税別)
- 専用モデム ￥16,000 (税別)

第6章 責任の範囲

第14条 (損害賠償)

設置オーナー及び当社は、自己の責めに帰すべき事由により、本契約の履行上で相手方に損害を発生させた場合は、相手方に対し直接に生じた通常の損害に限りその賠償の責任を負うこととします。

第7章 機密保持

第15条 (機密保持義務)

- 設置オーナー及び当社は、相手方から文書、口頭及び媒体、物品を問わず、相手方から開示を受けた機密情報 (本合意書の存在及び締結の事実を含むがこれらに限られない。以下「機密情報等」という) を善良なる管理者の注意をもって機密として保持するものとし、そのために必要なあらゆる措置を講じなければならない。また、自らの役員・従業員のうち機密情報等を知る必要のある者、弁護士その他法令上守秘義務を負う者を除き、機密情報等を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 前項の規定にかかわらず、設置オーナー及び当社は、事前相手方の書面による承諾を得た上で、それぞれの責任において機密情報等を自己の関連会社に対して開示することができることとする。

第8章 雑則

第16条 (協議)

本規約に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた事項については、設置オーナー及び当社は、誠意をもって協議のうえ、これを円滑に解決するものとします。

第17条 (個人情報等の保護)

当社は、設置オーナーの個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号) の遵守徹底を図り、当社の「プライバシーポリシー」(当社ホームページ参照。以下「プライバシーポリシー」という。) に従い適切に実施します。

第18条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。また、設置オーナー及び当社は、本規約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(2010年5月10日 制定)

(2011年5月31日 改定)